

熊野尋常高等小学校では、大正十年（一九二一）十二月十一日、児童学芸品展覧会と毛筆及び農産物品評会が開かれた。

大正十一年二月十日、「御真影」を拝戴、全校児童は午後一時、犬之原まで奉迎した。拜礼式には、全校児童・青年団・在郷軍人会・消防組・婦徳会や村の名誉職が出席した。

同年十一月三十日、安芸郡教育会主催の「学制頒布五十年記念式」が熊野尋常高等小学校で挙行された。学制頒布五十周年記念学芸大会も行われ、唱歌劇「舌切雀」、講話「筆の話」が行われて好評であった。

本庄北尋常小学校でも記念式が挙行された。

翌大正十二年二月二十二日には、児童通学区域の保護者をもって「熊野教育後援会」が組織され、その発会式が劇場「恵美寿座」で挙行された。会長には学校長の児島義雄が就任した。

同年同月同日、尋常科六年生、一四二名が一泊二日の岡山方面への修学旅行、二十六日には、高等科二年生、七二名が、同じく一泊二日で、厳島・広島方面への修学旅行を行った。同年三月二十四日、「恵美寿座」で学芸大会を開いたが、観衆千数百名で盛会であった。

同年九月九日、関東大震災（九月一日）に対する義捐物品（筆）を職員・児童一同が発送した。さらに、同年同月十七日から、校舎改築のため、西光寺・光教坊を仮校舎にし、二部教授を行った。

同年十一月十日「国民精神作興ニ関スル詔書」が頒布され、各小学校で式典が行われた。

大正十三年一月、萩原に校舎を移転し、児童を仮収容したが、同年四月五日、萩原分教場に尋常科三年までの男女、萩原全部と城之堀の一部の児童を収容した。この分教場は、昭和十五年（一九四〇）三月三十一日までの約一六年間設置されたが、現在の熊野農協産業部跡に当る。

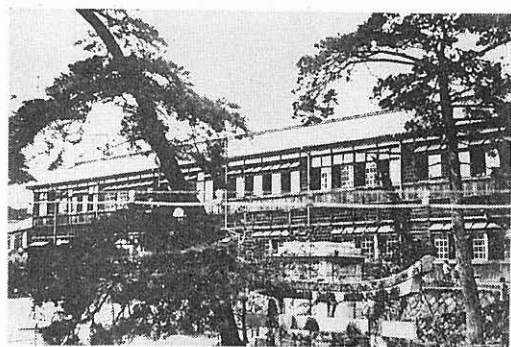


図5-7-11 熊野尋常高等小学校（榊山神社境内）

大正十三年（一九二四）一月十九日、熊野尋常高等小学校主催の書方講習会を小川正孝を講師として開いた。同年四月より追分尋常小学校は、高等科をおき、追分尋常高等小学校となった。

同年九月五日には、熊野尋常高等小学校の二階建の校舎が完成された。これは、昭和十五年三月末まで使用された。

大正十三年十二月七・八日には、熊野尋常高等小学校創立五十周年事業として、(一) 児童教育品展覧会、(二) 児童伽会、(三) 創立五十周年記念式、(四) 教育功労者表彰式、及び(五) 記念児童角力大会を行った。

翌大正十四年四月一日、附設の「熊野町熊野実業補習学校」の女子部を廃止し、補習学校分校を萩原・出来・呉地に設置した。これは、後述する婦徳高等女学校の創設とも関連している。

同年十月八日、熊野尋常高等小学校では、陸軍大将山梨半造が来校して、軍事講話を行った。さらに、十一月十日には、「国民精神作興ニ関スル詔書」の渙発記念式典が挙行された。

大正十五年三月十一日、第一校舎を解体した。同年十一月、矢野く熊野間のバス路線が開通した。十二月七日、天皇御病氣御平癒祈願のため、職員・児童が榊山神社に参拝したが、十二月二十五日、午前零時二十五分天皇崩御により、職員一同御通夜、同日昭和と改元された。

本庄北尋常小学校では、表5-7-9で見るとおり、大正末期は第一く五学年が、次年度の第二く六学年となる割合がほぼ一〇〇%で、中途退学者もなくなったといえる。大正十五年五月、第五・六学年の複式を解き一学

第七節 教育・宗教

一 学校教育の進展

学制頒布と学校の創設

幕末期における私塾・寺子屋を中心とした庶民教育の普及は、広島県においてもめざましいものがあつた。文部省において、明治十六年（一八八五）より同二十一年（一八八八）にわたり、全国各府県からの報告によつて作成された『日本教育史資料』所載の寺子屋表によれば、広島県には二五七の寺子屋が挙げられている。しかし、これには安芸郡熊野村所在のものは見当たらない。『日本教育史資料九』明治二五、九、二二、

文部大臣官房報告課

しかし、明治四年（一八七二）七月十八日に文部省が設置され、新政府は欧米にならつた全国画一の学校制度創設のための調査を十一月からはじめた。翌五年八月二日、太政官は『おおせいだざいしよ学事奨励に関する被仰出書』を布告、翌三日に『学制』を頒布した。これは新政府による近代的な学校創設ののろしであつた。

『学事奨励に関する被仰出書』は、学校教育の意義を個人の実利・幸福をはかるといふ点から説いている。「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌さかんにして以て其生を遂るゆえんのものは他なし身を修め智を開き才芸を長ずるによるなり而て其身を修め智を開き才芸を長ずるは学にあらずれば能あたはず是学校の設けあるゆえんにして……」と説きおこし、「されば学問は身を立つるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可

ならんや」と人々が貧困におちいるのは不学のためであると述べ、「自今以後一般の人民（華士族農工商及婦女子）必ず邑に不学の戸なく家に不学の人ならしめん事を期す……」とし、父兄の子弟就学の責任や学制実施における地方官の責務を論じている。

『学制』は全国を八大学区に、各大学区を三二中学区に、各中学区を二一〇小学区に区画し、各小学区に小学校を置くという全国画一的な構想であった。広島県は第五大学区に属し、第五大学区は鳥取・島根・北条・小田・石鉄・神山・山口・浜田・広島の九県をもって区画され、広島県が大学本部とされた。しかし、翌明治六年四月十日には、全国が七大学区に改められ、広島県は第四大学区となった。

『文部省第三年表』（明治八年）の「広島県公立小学校表」によれば、安芸郡には一二九の公立小学校校名が列挙されている。現在の安芸郡熊野町（当時熊野村、昭和六年合併の本庄村を含む）についてみると、九校が記載されている。すなわち、表5—7—1のとおりである。

表5—7—1

名 称	地 名	設 立 年	借 公 用 有	教 員		生 徒		授 業 料	扶 助 金 配 付 額
孔 時 館	熊野村中溝	明治七年	借用	男	女	男	女	無	二八・五〇・〇 円 銭 厘
誠 心 館	同 中溝	同	同	—	〇	四四	二	同	二六・二〇・〇
階 梯 舎	同 萩原	同	同	—	〇	七四	三	同	二九・〇〇・〇
斉 文 舎	同 新宮	同	同	—	〇	三六	二	同	二七・五〇・〇
必 隣 舎	同 堀	同	同	—	〇	六一	二	同	二〇・五〇・〇
開 云 舎	同 出来庭	同	同	—	〇	三四	二	同	二一・六〇・〇

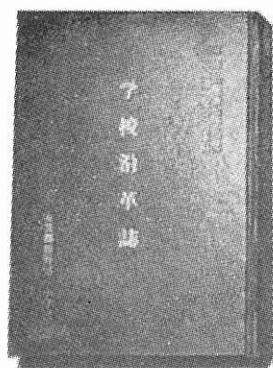


図5-7-1 学校沿革誌
明治7年8月～昭和40年3月末日まで



図5-7-2 学校沿革誌
昭和40年4月～現在まで

右表の各校の所在地については、熊野第一小学校創立百周年記念誌『熊野川』（昭和五十年十月発行）の七十八ページから数ページに亘って、古老からの聞き取りと熊野第一小学校『学校沿革誌』により調査されたものが掲載されておる。「明治八年五月、村内各字^{アザ}に学校の創立あり、依つて各字の負担維持することとなれり。」と『学校沿革誌』は記載している。

熊野第一小学校『学校沿革誌』を『学校沿革誌』と呼ぶ。

明治五年（一八七二）九月八日、文部省は「小学教則」を公布し、「第一章 小学ヲ分テ上下二等トス 下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ 上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ 上下合セテ在学八年トス。第二章 下等小学ノ課程ヲ分チ八学級トス 毎級六ヶ月一習業ト定メ 始メテ学ニ入ル者ヲ第八級トシ 次第ニ進テ第一級ニ至ル……略……」と定めた。

精業舎	同呉地	同	同	一	〇	六七	九	同	二三・五〇
翫学舎	川角村	同	同	一	〇	二二	二	同	一八・二〇
教義館	平谷村	同	同	一	〇	三三	一〇	同	一七・五〇

『広島県教育八十年誌』

明治七年（一八七四）八月から記載されている『学校沿革誌』の第一ページ冒頭には、「熊野尋常小学校は熊野村児童を養成教育する所にして、その設立は実に明治七年八月新設の「孔時館」を以て権輿とする。よってその濫觴するところを探窮するに、明治五年七月その制出づるや爾来戸長佐々木祐四郎・同佐々木亮之輔率先し児童教育の必要を説き計画するところあらんとす。」と述べられている。

明治前期の学校教育

明治七年一月、戸長は、寺小屋の師匠である梶山直人・猪野了心・世良兵左衛門を熊野村字中溝の寺院西光寺に会合させ、各自の門人に習字を教えさせた。しかし、報酬の定めはなく、ただ教場を一か所に纏めたにすぎなかった。本章第一節に述べられているように、明治六年に小学校官許の記録もあり、その間の事情は明らかでない。しばらく『学校沿革史』に従う。

同年八月一日、西光寺習字教場を改めて小学校とし、「孔時館」と命名、村でこれを維持することにした。また、教員山本熊次郎を月俸四円で招聘し、全校の児童に普通学を教授させた。

明治八年から同九年八月までに男子教員は、山本熊次郎・水戸誠一・北村藤三郎・三上新六（高橋新六）と変わった。

明治八年十月、「孔時館」は、出来庭・中溝の境にある向殿四郎兵衛所有の家屋を借用し、そこに移転され出来庭・中溝の両字の児童を通学させた。あき以来、各字に学校が創立され、学校経費は各字の負担によって維持することが原則となった。

明治九年三月には、「孔時館」の校名を「中溝学校」と改称したが、出来庭・中溝の両字の児童が通学しているので、その校名は不適當と考えられ、同年八月一日には、「中出来学校」と改名された。

一方、同年七月、川角村の「翫学舎」と平谷村の「教義館」も、それぞれ「川角学校」「平谷学校」と改称し

た。川角学校では須山直之助が自宅で教えたが、明治十二年（一九七九）頃、貴船神社の説教場に移転した。平谷学校は、佃田次郎平が自宅で教えていたが、一時、説教場の川角学校に合流、その後、坊主山の麓の境橋付近に移転した。

明治十年（一八七七）十月、広島県は「小学校教則」、「教則生徒心得」を改正し、「試験法心得」を定めた。また、「教則」中の算術について、下等小学は珠算、上等小学は筆算とし、その他の教科用図書も変更した。

翌明治十一年六月には、「中出来学校」を分割し、新たに「出来庭学校」を設け、「中溝学校」を復活して、梶山直人の自宅に移した。さらに、梶山正美を授業生に採用して、月俸二円を給した。

同年九月、「小学校教則」、「試験法」が改正され、小学校課程は、下等八級、上等四級の就学となった。六か月で一級進む下等課程は四年である。

明治十二年（一八七九）四月、広島県は、区会・町村会を開設することを布達した。熊野村会は、村内学校の経費について、従来の字の負担^{あき}を一村の負担に変えた。

同年九月二十九日、政府は「学制」を廃し「教育令」を制定して普通教育の再編成をはかった。

明治十三年三月、川角・平谷の各学校は、それぞれ川角小学校、平谷小学校と改称した。苗代・栃原・押込・平谷・川角各村は、この年八月、一人の戸長を選出して連合し、苗代村字西条に苗代小学校が発足、押込・平谷両村には分教場が置かれた。

明治十四年には「中溝学校」を梶山宅から、中溝の和田幾助宅に移した。

同年五月四日、「小学校教則綱領」が制定され、初等三年、中等三年、高等二年となった。同年六月、「小学校教員心得」、七月、「中学校教則大綱」、八月には「師範学校教則大綱」が相ついで制定された。

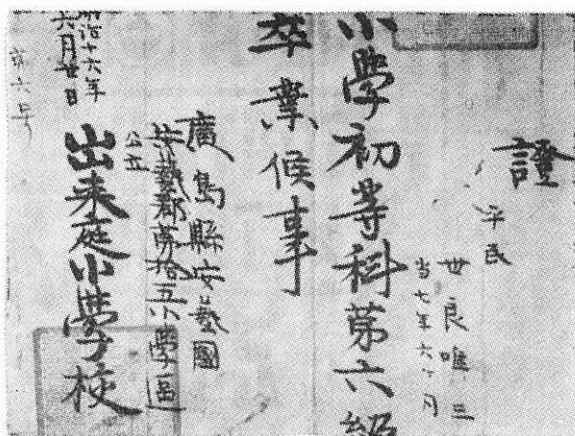


図5-7-3 出来庭小学校卒業証書

功程」に、次のように述べている。

本県（広島県）ハ西部（安芸全国ト備後ノ西部）ト東部（備後ノ東部）トハ其風俗人情同ジカラザル所アリ。今小学校ノ上ニ就テ見ルニ、西部ノ小学校ハ管理法ノ宜キ者少ナクシテ、東部ニハ其宜シキ者多シ。西部ノ学校ハ、下等ノ生徒ハ多ク几案（つくえ）ヲ用ヒズ、水ヲ以テ板上ニ文字ヲ書スルガ如キ極メテ陋野ノ風アレドモ、東部ノ小学校ニハ殆ンド此ノ如キ者ヲ見ズ。西部ノ学校ニハ教員・学務委員等ニ奮発励情ノ風ヲ見ルコト少ナケレドモ、東部ノ学校ニハ多ク之ヲ見

表5-7-2 熊野村各校の生徒数（明治14年）

初 神 学 校	27名
萩 城 学 校	48名
中 溝 学 校	35名
出来庭学 校	37名
呉 地 学 校	26名

明治十五年（一八八二）二月、梅枝大蓮の所持宅を購入して、「中溝学校」を移転した。同年四月、「中溝学校」を「中溝小学校」と改称し、初等科三年程度とした。その時の児童数は五一名。

学制頒布以来、「中溝学校」の例に見られるごとく、約一〇年間に紆余曲折を経て、学校の所在地も度々変更している。このような事情においては、学校が創設されても、教育の実情は困難であつたものと考えられる。

明治十六年十一月から翌年一月にかけて広島・山口両県の学事巡視をした文部省大書記官西村茂樹は、その「学事巡視

ル。又東部ノ学校（尾道以東）ニハ物理化学ノ器械及ビ動植物ノ標本ヲ蒐輯セル学校甚多ケレドモ、西部ノ学校ニハ殆ンド見ザル程ナリ。

このように、広島県内でも東部と西部の学校教育の差違は、当時かなり存在していたものと見られる。西部に属する熊野村の学校教育の実態は、残念ながら、いまだ困難なものであったと推察される。

明治中期の学校教育

明治十八年（一八八五）、中溝小学校の高橋新六は、出来庭・城之堀学校の教員を兼務した。彼の教育的業績を後世に示す「高橋新六先生之碑」は、現在も出来庭公会堂の前に

残っている。

明治十九年四月一日に、「中溝小学校」は「熊野小学校」と改称し、出来庭・萩原・平谷の三校を合併した。

そして、この三舎を「熊野小学校」の分教室とし、平谷分教室へ、佃浦次郎が月俸二円五〇銭雇教員を申付けら

れている
『学校沿革』

同年同月同日、安芸郡内一円が「安芸小学区」とされ、校費共通を連合会が決議している。同月から生徒授業料一名について二銭を徴集することになった。

同年四月十日、「小学校令」が公布され、尋常小学校四年、高等小学校四年の四・四制となった。但し、土地の情況によって「小学簡易科」（三年以内）も認められた。さらに教科書の検定制度も定められ



図5-7-4 高橋新六先生の碑

た。

なお、本庄小学校は三年の「小学簡易科」で「本庄簡易小学校」と称した。

同年四月二十日、生徒の通学に不便がないという理由で、出来庭・萩城『学校沿革誌』には、萩城と記されているが、萩原、萩城の両方が使用されており、その理由は明らかでない。の両分教室を廃止し、「熊野小学校」は、中溝の寺院光教坊に移された。

これまでの校舎では、生徒数が多くて収容できなかったものと考えられる。

本格的な学校の建設が望まれ、四月には、中溝の佐々木亮之輔所有の田（三八四坪）を借り、和洋折衷二階建瓦葺一棟（延べ八〇坪）の学校新築の起工が行われた。同年十一月に竣工し、費用三五四円は村内各戸に賦課された。

この明治十九年には、五月に「教科用図書検定条例」、六月に「小学校教員免許規則」が制定され、十二月には、小学校教員の名称を学校長・訓導とするようになった。

さらに、この明治十九年は、一月、広島鎮台が第五師団と改称され、五月、呉に第二海軍区鎮守府設置が決定され、安芸郡住民は言うまでもなく、全国から安芸郡に工事人夫が集った。六月には、安芸郡を中心にして、県下にコレラが大流行した。

小学校新築と同時に生起したこれらのことから、熊野村の人々にも物・心両面における種々の影響を与えたことが推察される。

明治二十年（一八八七）四月一日、「熊野小学校」は「熊野簡易小学校」と改称し、平谷分校を分離した。同年五月には「教科用図書検定規則」が制定された。

また、同年四月、「呉地簡易小学校」の校舎がこわれたため、全校生徒を「熊野簡易小学校」に通学させ、同

月二十四日から雇の井上与一が月俸二円五〇錢で「熊野簡易小学校」へ出勤した。「呉地簡易小学校」はその後自然廃校になった。

翌明治二十一年（一八八八）四月一日、「熊野簡易小学校」は、「熊野尋常小学校」と改称し、学校等位は尋常小学科となった。さらに「新宮簡易小学校」を「熊野尋常小学校」の分教室とした。

この時の本校校舎の五五坪、敷地三八四坪は佐々木亮之輔より借用されたものであり、分教室の一三坪七合五勺、敷地六一坪は立花俊造より借用されたものであった。

同年八月には、訓令第一二一号を以て、小学校教科用図書が撰定された。

同年九月二十二日、「熊野尋常小学校」に夜学が設置され、十一月二十四日、初めて中溝神山神社境内で運動会が行われた。その時の様子は次のように述べられている。

生徒は辨當ヲ肩ヨリ脇ニ負ヒ、草履ヲ穿キ教師之ヲ三隊ニ分チテ引率シ整々トシテ軍歌ヲ唱ヘ會場ニ趣キタリ、會場ニハ數十ノ境界旗、運動旗等秋天ニ翻ル……………男生ニ於テ押出シ、踰踞、旗奪、障礙物競走凡ソ十番。女生ニ於テハ球伏、目隠シ宛名等凡ソ十番……………。

〔学校沿革誌〕

なお、同年八月一日、海軍兵学校が安芸郡江田島に移ったことを付記しておく。

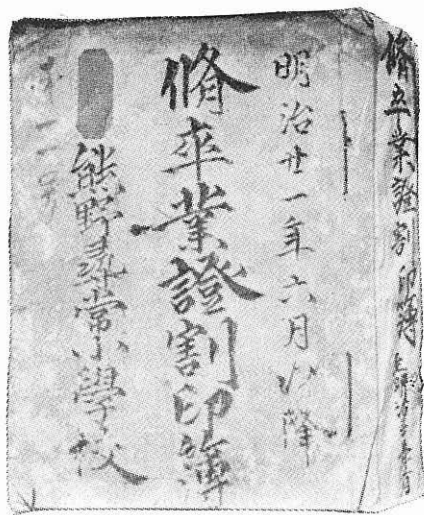


図5-7-5 修卒業証割印簿

明治二十二年（一八八九）、三月十三日に第四学級の最末試験が行われ、男子三名、女子一名が卒業を認められて、三月十五日、「熊野尋常小学校」第一回の卒業式が挙行された。

同年四月には、同学校舎に生徒昇降用階段が増設された。費用は四円であった。

翌明治二十三年十月七日、明治十九年の「小学令」を廃止し、小学校教育の目的を明示し、学校制度を整備する新しい「小学令」が公布された。

すなわち、

第一条 小学校ハ兒童身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケルヲ以テ

本旨トス

第二条 小学校ハ之ヲ分テ尋常小学校及高等小学校トス……略

第三条 尋常小学校ノ教科目ハ修身讀書作文習字算術体操トス……略

第八条 尋常小学校ノ修業年限ハ三箇年又ハ四箇年トシ……略

第二十條 兒童滿六歳ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス学齡兒童ヲ保護スヘキ者ハ其学齡兒童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムノ義務アルモノトス……略

明治二十三年「小学令」抄

さらに、同年十月三十日、その後、わが国の教育の根幹となり、太平洋戦争敗戦まで続いた「教育に関する勅語」が發布され、翌明治二十四年一月十四日には、「熊野尋常小学校」も「教育に関する勅語」の謄本を拝受した。

同年四月一日、川角村字貴船に「本庄北尋常小学校」が発足した。

同年五月には、小学校正教員、准教員の別が定められ、十一月に、府県管理から国家の統轄に移り、諸規定のもとに小学校教育を整備する「小学校教則大綱」が制定された。

左表の如く、明治二十四年頃は、就学率が二〇％に達していないし、特に女兒は、そのほとんどが就学していなかった。

栃原宇西原・押込の二か所に分教場を設けて発足した「本庄北尋常小学校」の実際の開校は同年六月で、教員は正教員・准教員の各一名、校区は平谷・川角および押込であった。翌二十五年（一八九二）には高等小学校入学の便を図り、補習科を設けた。

明治二十六年（一八九三）四月十七日、「熊野尋常小学校」に裁縫科が設置され、広島市平塚町の木本ミエ准訓導が就任した。

同年十一月三十日には、疫病で死亡した児童の追悼会を西光寺で行なっている。

表5-7-3 明治二十四年当時の熊野村における就学状況

性別	就・未就学	
	就学児童	未就学児童
男	一八三名（三四・二％） 三五二名（六五・八％） 五三五名	一八三名（三四・二％） 三五二名（六五・八％） 五三五名
女	一八名（三・一％） 五四九名（九六・九％） 五六七名	一八名（三・一％） 五四九名（九六・九％） 五六七名
総計	学齡児二一〇二名	就学率一八・二％

翌二十七年六月には、第五師団に動員令が下り、七月、清国と事実上の戦闘が朝鮮半島で始まったが、八月一日、清国に宣戦布告、日清戦争となった。

明治二十八年十二月八日、追分教室の建築が竣工し、翌二十九年（一八九六）四月一日には、「熊野尋常小学

表5-7-4 学級編成表（明治二十九年）

学級	人数	備 考
1	六九	一学年男子
2	六九	一学年女子三九名。二学年女子三〇名
3	六九	二学年男子
4	六九	三学年男子四九名。三学年女子二〇名
5	五五	四学年男子四〇名。四学年女子一五名
計	三三一	

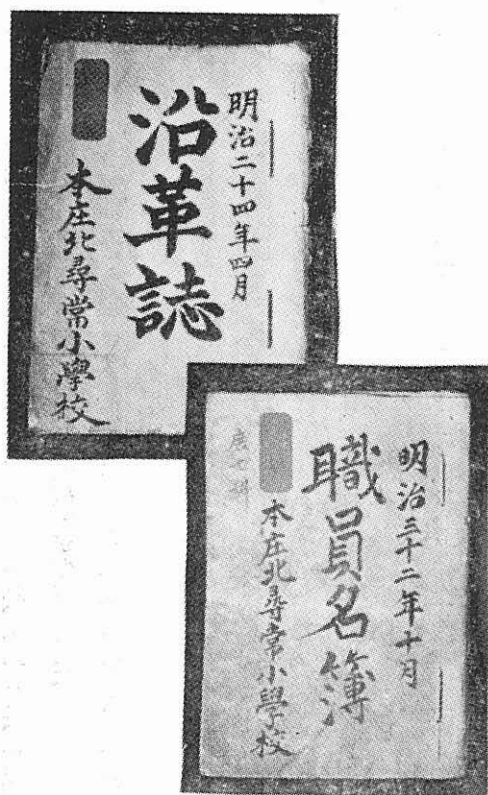


図5-7-6 『本庄北尋常小学校沿革誌』（上）

図5-7-7 職員名簿（本庄北尋常小学校）
（下）

校新宮分教場」を「追分尋常小学校」と改称して独立させた。また、同時に「熊野尋常小学校」に補修科の設置（修業年限三か年）が許可され発足した。

同年五月三十日、「熊野尋常小学校」校舎西側に、東西二間半、南北七間半の藁葺平屋の教場が新築された。さらに、同年九月三日には、一年二学級、二・三・四年各一学級の五学級の編制となつた。

明治三十年（一八九七）

四月五日、「熊野尋常小学校」に高等小学科併置が許可され、「熊野尋常高等小学校」となった。

四月十日には、高等科設置の開講式が挙行され、遊戯会が催された。

なお、同年七月の本庄北尋常小学校における学

齡兒童就學率は七八%で、學校經費は凡そ一四〇円であつた

『本庄北尋常小學校沿革誌』

翌三十一年（一八九八）一月、「學校医設置規定」が公布され、同年四月一日、從來、三學年までであつた高等科の第四學年設置が許可された。こうして、「熊野尋常高等小學校」は、高等科二學級編成（一・四年と二・三年で各一學級）及び尋常科の五學級の計七學級となつた。

明治後期の學校教育

前述したように、「熊野尋常小學校」は、中藩の佐々木亮之輔の田（三八四坪）を借用して、明治十九年（一八八六）新築起工され、その後、増築されて二〇年五か月使用された。この佐々木亮之輔について述べたい。彼は、嘉永五年（一八五二）二月四日に生れ、幼名を久太郎と稱し、後に亮之輔、さらに亮と改め、兄の隼之助について医学を學んだ。佐々木家の始祖から三九代目、熊野に移住してから一三代目に當る。上京して西洋医学を修め、時の内務卿大久保利通に認められドイツ派遣を推薦されたが、郷里の父がそれを許さず、熊野に帰郷して醫師を開業した。佐々木進・西丸昇・藤原戒三・青山才吉らとともに「明廿医会」の設立、あるいは、安芸郡医会（明治二十一年（一八八八）の設立にも尽力し第三支部長となり、特に當時の洋學を習得した進歩派醫師と在來の保守派醫師との抗争に、いつも調停の役を果し醫師の融和に努めた。明治十二年（一八九九）、広島県下にコレラが大流行した時、二八歳で戸長（村長）をつとめ、明治二十四年（一八九一）、四〇歳で県議會議員になった。のち、衆議院議員にも立候補したが僅少差で惜敗した。未開発状態の医業界にあつては政活動によつて向上を図ろうとした。ことに、伝染病対策に意を注いだ彼の功績は顯著であつた。小學校の設立、村医としての諸活動、熊野・矢野間の道路開削、安芸郡医会長としての諸活動など、医業・教育・村政に尽力した

『安芸医師會史』

さて、彼の所有地に建てられていた「熊野尋常小学校」は、明治三十二年（一八九九）六月、二階建校舎の北に長さ九間、幅四間の教室と三坪の便所が増築された。

同年、「本庄北尋常小学校」は、補習科を廃し、修業年限を四年とした。

翌明治三十三年（一九〇〇）三月、「市町村立小学校教育費国庫負担法」が公布され、六月には、視学官・視学・郡視学が設置された。

また、同年八月二十日、「小学校令」が改正され、尋常小学校を四年に統一し、高等小学校は二年・三年・四年の三種類にしたが、二年制の高等小学校をなるべく尋常小学校に併置し、義務教育年限の延長に備えた。

小学令 第六章 授業料

第百七十四条 尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴収セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下、町村又ハ町村学校組合ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ

第百七十五条 高等小学校ニ於テ徴収スル授業料ハ……略……町村又ハ町村組合学校ニ在リテハ一箇月三十錢以下……略

明治三十三年改正「小学校令」抄

熊野尋常高等小学校においては、明治三十四年四月一日、高等科三学級・尋常科五学級の八学級、明治三十五年（一九〇二）四月一日、高等科三学級・尋常科六学級の九学級、翌三十六年（一九〇三）四月一日には、高等科三学級・尋常科七学級の一〇学級に増加した。

左表で、明治三十八・三十九年度の学齢児童数が激減し、就学率が急増しているのは、日露戦争による影響と考えられる。

本庄北尋常小学校では、明治三十三年から教科目に裁縫科が加えられ、校舎を明治三十五年（一九〇二）十月、

表5-7-5 学齡児童就学歩合累年比較表（明治32～39年）

年 度								学 齡 児 童 数			就 学 率		
39	38	37	36	35	34	33	32	男	女	計	男	女	計
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	八三・九一	四四・五一	六六・四三
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	八四・三〇	四六・九九	六七・〇四
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	九二・四四	六九・〇〇	八二・一一
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	九一・四四	六七・八四	八〇・二一
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	九四・九四	七二・三二	八四・八五
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	九四・八四	六八・七四	八三・五九
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	九六・八一	八三・六九	九〇・九三
四四四	四〇八	六一八	六三三	五九六	六三五	六五六	六四〇	五二〇	五一五	一、一五〇	九九・〇九	九九・〇六	九九・〇七

川角村の坊主山に新築移転した。藁葺の建坪三八坪、その中に教室二（二四坪）職員室（六坪）があり、校庭は九一坪、所属山林五四〇坪（明治三十八年六月、坊主山の裂地一反八畝が記念学林として加わる）。

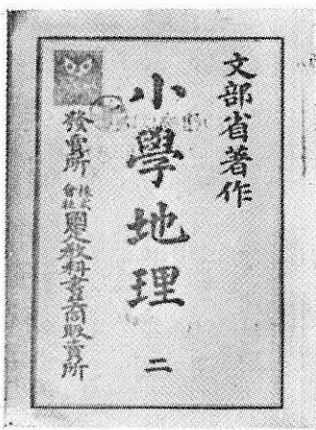


図5-7-8 最初の国定教科書

明治三十六年（一九〇三）四月、小学校教科用図書のうち、修身・国語・算術・日本歴史・地理は文部省において著作権を有するもの及び文部大臣の検定を経たものにつき府県知事が採定することができるという国定教科書制度が確立した。翌明治三十七年四月から、全国小学校で国定教科書使用が開始された。

さらに、熊野尋常高等小学校では、同年四月一日より、随

意科として農業科を加設し、高等科三・四学年で教授した。

日露戦争（一九〇四～〇五）の頃、熊野尋常高等小学校の就学率は急激に増加したが、これは全国的な傾向であった。

明治三十八年（一九〇五）一月、基本財産として安芸郡生徒一人五錢ずつ拠金。

一方、本庄北尋常小学校では、坊主山に移転後も、教員は二名であった。明治三十七年五月には二部教授を申請、三十八年四月からは二部教授を廃止、四学年を二学級編成で授業しており、四十年二月には、教員欠員中につき二部教授を行うなど、教員の欠員が続いた。

明治三十九年四月、熊野小学校では、貧困児童に特殊授業を始めた。同月十四日には、校舎が狹隘になったため建替えの必要が生じ、校舎二棟（二階建、幅四間、長さ一〇間、並びに幅四間、長さ九間の平屋）を取りこわし、神山神社境内に新築することになった。その間は光教坊・西光寺の寺院を借りて二部授業をすることになった。同年五月一日、渡辺操が校医嘱託となった。同年五月十九日、校舎一棟（二教室）が落成したので、光教坊にいた高等科を移した。同年九月一日には、校舎二棟（三教室）が落成したので、西光寺を引き上げ移転した。

一方、本庄北尋常小学校の明治三十八年三月の卒業生並びに修業児童、同年四月の新入学児童数は、表5-7-6
表5-7-6 修業児童数（明・39・3・28）
16・7のとおりである。

	三学年	二学年	一学年	合 計
男	五	一七	六	二八
女	一四	七	八	二九
計	一九	二四	一四	五七

卒業生 男五人 女一〇人 計一五人
さらに、明治三十九年四月、各学年児童数は、表5-7-1
8のとおりである。

当時の本庄北小学校の規模がわかるが、三段階での入

表5—7—7 新入学児童数(明・39・4・1)

男 一三	女 六	計 一九
------	-----	------

学・進学予定数より、四月にはどの学年も増加している。これは、留年や学年中途退学者の復学が推定される。

ちなみに、明治三十八年四月一日調査では、三十七年度就

表5—7—8

	四 学 年	三 学 年	二 学 年	一 学 年	合 計
男	五	一九	七	一六	四七
女	一六	一一	一〇	七	四四
計	二一	三〇	一七	二三	九一

本庄北尋常小学校は、明治四十三年三月、同四十四年八月、児童就学出席優等につき、安芸郡から表彰状を受けている。

なお、三十七年度、三十八年度、本庄尋常小学校の経費予算額は、それぞれ二二七円、二六三円であった。

明治四十年(一九〇七)三月二十一日、「小学令」がさらに改正され、尋常小学校六年、高等小学校を二年・三年とし、義務教育年限が六年に延長され、明治四十一年から実施されることになった。

明治四十年四月一日、熊野尋常高等小学校は、一二学級となった。すなわち、高等科四学級(二三五名)、尋常科八学級(四六〇名)教員一〇名である。同年四月十五日、新築中の校舎全部が竣工したので、同月十九日、落成式を挙行了。校地の位置は榊山神社境内であったので、当時、境内にみだりに入ることは穢れるとか、畏敬の念がないとかの反対があったといわれる。校地面積は、七八八坪(校舎敷地、二九一坪。運動場、三七一坪。その他一二六坪)で、校舎は平屋建て、五棟(一二教室、便所四か所であった。経営費は二七〇八円一六銭。現在、熊野中学校が、ほぼこの位置に存在しており、当時の熊野尋常高等小学校の正門へ向う傾斜した道の原形をとどめている。

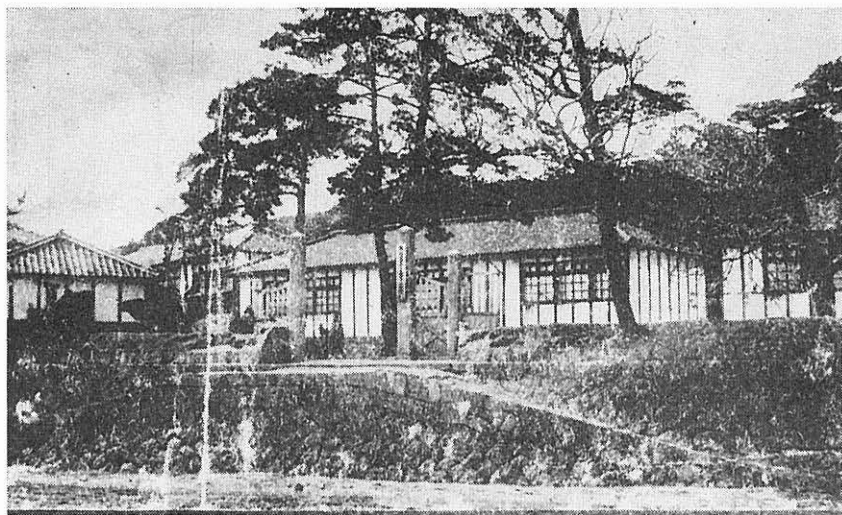


図5-7-9 榊山神社境内の熊野尋常高等小学校



図5-7-10 明治40年代の学校行事

明治四十一年（一九〇八）十一月一日、熊野尋常高等小学校各学年に手工科を加設した。同月十七日、学校長は安芸郡役所に出頭し、「戊申詔書」を拝戴した。翌四十二年四月一日には、一四学級となった。児童数

七二三名。職員一二名。明治四十三年（一九一〇）七月、一〇〇坪、五教室の校舎が落成した。

さらに、追分尋常小学校も、明治四十二年十月、増築した。

一方、本庄北尋常小学校は、明治四十三年に手工科を設け、校舎増築が必要になった。明治四十五年二月、川角村村会で平谷（深銅八八九番地の二）に移転が決定、敷地は地元の寄附であった。四〇坪の一棟を増築、校舎坪数九四坪、三教室、校地面積三九二坪になった。

明治四十五年七月三十日、熊野尋常高等小学校では明治天皇崩御のため午後六時児童を招集して敬弔の式を挙行、大正元年（一九一〇）九月十三日、明治天皇御大葬につき午後八時児童を招集して遥拝式を行い、同日より三日間授業を休止して哀悼の意を表した。

大正時代の小学校教育

大正七年（一九一八）三月、小学校教員の給与の一部を国庫負担にする「市町村義務教育費国庫負担法」が公布された。

大正八年には、十月、熊野尋常高等小学校では、「父兄会」を各地区に開催、十月二十一日、秋季大運動会を、十二月十二日、学芸品展覧会を開いた。

大正九年には、三月十日、学芸大会を催し、三月十八日、初めて修学旅行を行い、高二は九州方面、尋六男子は江田島、尋六女子は岩国にそれぞれ赴いた。十月二十五日、陸上大運動会を行い、十一月四日には、高原部五校の児童体育大会が行われた。当時、月謝は二五銭であった。

一方、本庄北尋常小学校でも、大正九年三月、児童学芸会を開催、秋には児童体育会（運動会）を開いた。同校では、同年保護者会を初めて開催（年一回）、大正十二年度には每学期末開くようになった。大正十三年七月からは父兄会と改称、同年、児童お伽蒾会が開かれ、西川国臣が講師として招かれた。